

参議院改革協議会

協議員一覧（14名）

座長	世耕弘成（自民）	森ゆうこ（立憲）	伊波洋一（沖縄）
	石井正弘（自民）	谷合正明（公明）	木村英子（れ新）
	古賀友一郎（自民）	室井邦彦（維新）	嘉田由紀子（碧水）
	中川雅治（自民）	足立信也（民主）	渡辺喜美（みん）
	長浜博行（立憲）	井上哲士（共産）	（3. 7. 28 現在）

（１）検討の経緯

参議院改革協議会（世耕弘成座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第204回国会の令和３年５月14日に設置された。

第204回国会閉会後において、本協議会は２回の調査検討を行った。

まず、７月28日の協議会（第４回）では、参議院の在り方について、参考人竹中治堅君（政策研究大学院大学教授）及び高安健将君（成蹊大学法学部教授）から意見を聴取した後、質疑を行った。また、本協議会の検討項目について、座長から検討項目案の提案があり、引き続き協議することとなった。

９月16日の協議会（第５回）では、参議院の在り方について、参考人中北浩爾君（一橋大学大学院社会学研究科教授）及び勝山教子君（同志社大学法学部教授）から意見を聴取した後、質疑を行った。

第205回国会においては、本協議会を開かなかった。

（２）協議会経過

○令和３年７月28日（水）（第４回）

一、参議院の在り方について政策研究大学院大学教授竹中治堅君及び成蹊大学法学部教授高安健将君から意見を聴いた後、質疑を行った。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和３年９月16日（木）（第５回）

○参議院の在り方について一橋大学大学院社会学研究科教授中北浩爾君及び同志社大学法学部教授勝山教子君から意見を聴いた後、質疑を行った。

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。